

観光交流課

電話：(直通)0742 - 34-5135

(内線)2920

旅館・ホテル事業者に対する新型インフルエンザ緊急対策としての利子補給制度の創設について

新型インフルエンザが関西圏で発生した影響により、奈良を訪れる修学旅行者や一般旅行者の宿泊キャンセルが相次いでいます。

このたび、経営環境が悪化し、資金繰りのため金融機関から資金を借り入れた旅館事業者及びホテル事業者に対する緊急利子補給制度を創設し、その経営の安定化を図ります。

1 制度の概要

(1) 対象者

市内でホテル営業又は旅館営業を営み、新型インフルエンザの影響により宿泊者が減少したため、日本政策金融公庫その他の金融機関から資金を借り入れた事業者

(2) 利子補給額、補給対象額、補給期間

- ・ 利子補給額：支払利子のうち利率2%に相当する額
- ・ 補給対象額：借入資金のうち5,000万円以下の部分を対象として利子補給
- ・ 補給期間：平成21年6月1日から平成22年3月31日までに借り入れた資金について、5年間利子補給

(3) 緊急利子補給制度を利用できない場合

- ・ 従来からの資金の借換えの場合及び借入期間の途中で借り換えた場合
- ・ 市、県などから他の利子補給金交付制度の適用を受けている場合

2 手続の流れ

No.	市での手続	金融機関での手続
		金融機関からの融資受領
	利子補給金の交付申請、交付決定	
		利子の支払
	利子補給金の請求	
	利子補給金の交付	